

# 一宮市職員監査措置請求書

## 一宮市長に対する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

(1) 請求の対象とする執行機関・職員

一宮市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

一宮市都市公園緑地課が発注した令和6年年度・委託業務名「公緑委託第321号 北高井緑道ほか8緑道等除草清掃等管理業務委託」契約番号「5052000078」号、一宮市施設等維持管理業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）による支払金

(3) 違法又は不当の理由

① 令和6年度、下記のとおり二度にわたり、上記委託工事の一部が未実施にもかかわらず委託業者から市に虚偽の中間検査依頼の書類提出がされ、それに基づき市の検査が実施され中間出来高金の支払いがされた（事実証明書⑪支出負担行為決議書件支出命令書）。

これは、中間検査までに未実施部分が実施され又は中間検査により未実施部分が確認・指摘されその後その部分の作業が完了したとしても、提出された中間検査依頼の書類は提出時に未実施部分があり中間検査を依頼すべき状況になく、虚偽の内容の書類を提出したことになる。なお、その後、未実施部分が全て実施され完了した証拠となる業者の施工写真及び市が現地で未実施部分を確認した内容の報告書等の客観的証拠資料は情報公開した資料中には見当たらない。

#### ア 一回目

私は、昨年9月16日、一の宮井筋緑道の雑草が伸び放題で、下記のとおり歩くのにも支障をきたしており、早急に草刈りを実施してほしい旨の市民メールを送信した（事実証明書①9月16日付市民メール）。市民メールから3日後の9月19日に公園緑地課 [REDACTED] 氏から、一の宮井筋緑道の草刈り作業について「業者に連絡したが業者も忙しいのですぐにはできないとの回答であった」と云う旨の電話を頂いた。その後、電話の内容のとおり業者が忙しいのか一向に草刈が実施されなかった。

そもそも、「忙しいのですぐには行けない」との回答については、本契約は年度当初4月1日に年間作業分を契約対象としており、作業実施時期については常に草の繁茂状況を把握し、必要なタイミングで年間を通じて計画的に実施すべきものである。

さらに、契約書7項2号明細書には年間34回もの現地の清掃を兼ねたパトロールを実施することが明記されている。

にもかかわらず、遊歩道が通行困難な状況なってしまうまで草が生え放題の状況を放置しておいて「忙しいので行けない」という回答はあり得ないこ

とである。パトロールを忠実に実施し、常に草の繁茂状況を把握して作業を計画的に実施し、このような酷い状況になる以前に作業を実施すべきであった。

いずれにしても、現地を契約書に基づき頻繁に清掃・パトロールしていたにもかかわらず、このような状況を放置していたとなればその責任は重い(そもそも清掃・パトロールを所定の頻度で実施していたのか、甚だ疑問である。)

市民メールで早急に草刈りをして欲しいとの要望をしたのは、遊歩道の雑草が人の背丈に迫るくらい異常に繁茂しており、遊歩道の歩行できる幅が一部において数十メートルに渡り50cm程しかなく、人や自転車とのすれ違いもできない非常に危険な状況となっており、一刻の猶予もないと思ったからである。さらに、業者による前回の草刈りからもかなり月日が経過しており、通年ならこのような酷い状況になる前に業者による草刈が既に実施されているはずであるが、令和6年度の一の宮井筋緑道においては毎年設置されている受託業者名の看板さえも設置されておらず、今年度の草刈り作業の受託業者に不信感がを抱いたからである(事実証明書①「9月16日付市民メール」)。

なお、私は10年間程この遊歩道を毎日のように利用しているが過去にこのような酷い状況になった記憶はない。

このようは状況の中、個人のことで恐縮であるが、一の宮井筋緑道を毎日のように不便・不快な思いをして利用しており、さらに9月になって小学校の夏休みが終わり、子供達が自分たちよりも背丈の高い雑草が生い茂り風通しも悪くなつて息苦しさを感じる草むらの中を、毎日汗だくになつて通学している状況を放置しておけず、何とか早期に解決したいとの思いがさらに強くなつた次第である。この状況は夏休み前においても既に同じような状態になつており、この問題は常識的に考えて夏休み中には草刈が実施され解決するであろうと思い込んでいた。

ところが夏休みが終わっても何も変わらず、このままでは何も進捗しないと思い、9月24日15時頃には[ ]市議会議員に電話連絡をし(事実証明書②スマートフォンの通話記録)、その翌25日に市役所議会事務局応接室において議員に面会できることとなり直接状況を説明し、その場で公園緑地課に早期に草刈を実施するように電話をして頂いた。その後2~3日してからようやく草刈が開始されるに至った。もし、[ ]議員に連絡をしなかつたらいつ解決したのだろうか。

ところで、委託業者の第2回中間検査申出書添付の業務記録によれば9月28日には草刈り作業が完了したことになっている。しかし、上記のいきさつから[ ]議員に面会したのが9月25日16時頃で、その2~3日後に除草工事の作業が開始されたと記憶しており、9月27日~28日頃が作業開始日となる。前記業務記録によれば緑道全体の1クール当たりの除草工事に掛る作業日数は、作業区間が2.2kmと長距離に渡るため6~7日の日数を要しており、9月28日までに全ての作業がが完了することはあり得ないことである(なお、9月29日は日曜日である。)。

しかし、このように作業が未完了の状況のまま、9月30日には虚偽の中間検査の書類提出がされた(事実証明書③第2回中間検査申出書)。

そして、10月3日には市役所により中間検査が実施され委託工事の完了が認定された。（事実証明書④第2回中間検査報告書）

イ 二回目

令和6年12月27日付の中間検査申出書によれば、植樹帯除草工3回目、舗装園路草刈工3回目、芝刈工5回目とすべての業務委託工事が完了しているが、私の撮影した令和7年1月3日付の動画では上記工事は一部（半分位）が未実施のままである（事実証明書⑦-1 令和7年1月3日付動画データ⑦-同写真）。

業務記録では12月11日～24日3回目の除草工・草刈工、5回目の芝刈工が完了している。ところが一部未実施のまま12月27日には中間検査申出書類（事実証明書⑥第3回中間検査申出書）が提出され、それに基づき、翌1月14日には市役所により中間検査が実施され委託工事の完了が認定された（事実証明書⑥第3回中間検査報告書）。

一部未実施（半分位）とする根拠は、一の宮井筋緑道の令和7年1月3日撮影のビデオ動画（~~が場所を示す写真~~（事実証明書⑦）には一部未完了の部分（~~全動画時間約21分動画開始約9分後~~）があり、その部分は3月14日付の市民メール（事実証明書⑧）において指摘したとおり、市の中間検査実施後から1週間も経過した大寒の1月20日前後に作業が実施されていたと記憶している。

ウ 上記ア・イのように委託工事が一部未実施のまま虚偽の中間検査の申出書類が2度も提出され、市も未実施部分の完了を確認しないで支払いが行われた可能性が高い。

この点について、市の職員に窓口で確認したところ「未実施部分があっても市が検査に行ってそのことを指摘し、その後実施されれば問題ない」との回答であった。しかし、故意ではなく過失的な軽微な修正ならその様な対応で問題無いかもしれないが、未実施部分があるのに故意・恣意的にすべて実施したという悪意的な虚偽の申出書類は詐欺に当たり、過失的な警備な修正とは本質的に異なる。

また、契約書にはこのような状況を想定し「履行期間内に業務を完了できない場合はその旨申し出る」（契約書第17条）こととなっており、市に遅延の旨を申し出て対応を協議すべきである。

さらに、契約書29条によれば「履行期間内に業務を完成できないとき」にはこれによって損害が生じたときには損害賠償を請求できることとなっている。

② 昨年市民メールで指摘した未実施委託工事について（架空請求）

昨年3月14日付の市民メール「2」において「小学校が夏休み中の8月23日にちびっこ広場附近の草刈り・芝刈り工事が実施されていない蓋然性が高い。その理由として、前記9月16日市民メール添付の3枚の写真は9月13日に私が撮影した写真である（1枚はちびっこ広場から東へ50メートル離れた地点・2枚は他の場所）。業者の業務記録によれば、この箇所の草刈・芝刈工を8月の8月19日～23日の間に実施しているはずである（施工記録写真は存在しない）。だとすれば、草刈完了から1月も経過しない内に草の繁茂が

このような酷い状況になるはずがない。是非、業者にこの写真を確認してもらって、この個所の草刈・芝刈工を8月の8月19日～23日のいつ実施したのか確認して頂きたい」との申し入れを行った。

市からはその回答として3月31日付のメールにおいて「実施業者に聴き取りをして黒板の日付に間違いがない」との回答を頂いた。しかし、そもそも被疑者である実施業者に直接そのような質問をして、日付をごまかしたなどの回答をするはずがない。

私は上記申し入れの際に取り敢えず、客観的な証拠資料として当該写真のネガ(写真の撮影日付は写真のメタデータ(Exifデータ)に保存されており、Exifデータには、撮影日時、カメラの設定、位置情報などが含まれています。)による工事実施日(撮影日時)の確認をお願いしておいた。しかし、市には真剣に取り合ってもらえず、3月31日付のメールにおいては被疑者である実施業者の供述のみに基づく回答となつた。

そもそも、上記①のとおり委託工事完了の虚偽報告を何度もするような業者の供述には全くその信憑性がない。

さて、昨年の9月16日付市民メールにおける報告書添付の8月23日付の写真の日付について「草刈・芝刈りが実施されていないとの蓋然性が高い」との当時の指摘は、私自身の記憶に基づくものであり、客観的な証拠に基づくものではない。一市民の単なる記憶に基づく指摘を市が採用しなかつたことについては一定の理解はできるが、一方、業者の言い分(自分に不都合なことは言わない)も客観的な証拠とは言えず、私の記憶に基づく指摘と同列であり、それを鵜呑みにしてそのまま採用するのは不公平である。

そこで、このことの真実相当性を裏付けるべく、今年度当該場所の草刈り後1か月程度経過後の草の繁茂状況を確認し昨年度と比較検証してみた(なお、令和7年度の委託業者も6年度と同一業者である)。

一般的に草の繁茂時期は6～8月が最盛期であるといわれており、今回の検証がその時期に当たり、繁茂状況は前回の8月下旬～9月中旬の1か月より今回の方が著しいはずである。

その検証の結果が⑨事実証明書の写真のとおりである。

当該場所は昨年度の業者の報告書によれば、芝刈工の3回目が8月19日～23日にかけて、4回目がその1か月弱経過後の9月13日～28日の間に行われており、そうすると、9月16日の市民メールの写真(9月13日・16日撮影)の箇所もこの間に芝刈工が2回実施されることになる。

今年度の当該箇所の第1回目草刈・芝刈り工実施直後の6月12日の写真と1か月程度経過後の7月13日の写真を比較してみれば、昨年の9月13日・16日の写真の繁茂状況はとても8月19日～23日に前回の草刈・芝刈りが実施されてから1か月程でここまで繁茂するとは思えないくらい酷い。

上記のことから、昨年度芝刈工の3回目が8月19日～23日に実施されたことは合理的(自然摂理の法則)に考えて社会通念上あり得ないと結論付けられる。

私の記憶でも昨年の小学校の夏休み期間中の8月に草刈・芝刈りが実施された記憶はない。

上記のとおり、8月19日～23日にかけて実施された芝生部芝刈工3回目

及び植樹帶除草工 2 回目、舗装園路草刈工 2 回目の一の宮井筋緑道全体の 1 クール分の作業が実施されていない蓋然性が高い。

よって、業務記録に記載された上記 8 月 19 日～23 日実施部分の作業代金は未実施の架空請求に該当し、令和 6 年度一般会計伝票番号 0080080-001 の支出負担行為決議書兼支出命令書に基づき支払った金 5,220,000 円の内、上記該当部分の受領金は不当利得に当たり市は、市は委託業者に対して支払った工事代金の不当利得返還請求の義務を負っている（事実証明書⑪令和 6 年度一般会計伝票番号 0080080-001 の支出負担行為決議書兼支出命令書）。

#### (4) 一宮市に生じている損害

##### (3)① 違法または不当の理由について

上記のとおり、令和 6 年度においては二度にわたり履行期間内に業務を完了することができなかった。業務委託契約書第 29 条によれば「履行期間内に業務を完成できないとき」にはこれによって損害が生じたときには損害賠償を請求できることとなっている。

よって、この損害を精査し損害賠償請求すること。

##### (3)② 違法または不当の理由について

上記のとおり、8 月 19 日～23 日にかけて実施された芝生部芝刈工 3 回目及び植樹帶除草工 2 回目、舗装園路草刈工 2 回目の一の宮井筋緑道全体の 1 クール分の作業が実施されていない蓋然性が高い。

よって、業務記録に記載された上記 8 月 19 日～23 日実施部分の作業代金は未実施の架空請求に該当し、令和 6 年度一般会計伝票番号 0080080-001 の支出負担行為決議書兼支出命令書に基づき支払った金 5,220,000 円の内、上記該当部分の受領金は不当利得に該当し、市は委託業者に対して支払ったその未実施部分の工事代金の不当利得返還請求の義務を負っている（事実証明書⑪令和 6 年度一般会計伝票番号 0080080-001 の支出負担行為決議書兼支出命令書）。

#### (5) 求める措置

一宮市長において上記(4)の損害を回復するために下記のとおり必要な措置を講ずること。

(3)①による業務委託契約書第 29 条により精査した損害賠償請求

(3)②による未実施作業部分に対して支払い済みの金 5,220,000 円（令和 6 年度一般会計伝票番号 0080080-001 の支出負担行為決議書兼支出命令書）の内の不当利得該当部分の返還請求

なお、刑事訴訟法第 39 条第 2 項によれば「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」と定められていることを付言しておく。

#### (6) 事実証明書（添付資料）

① 令和 6 年年度・委託業務名「公綠委託第 321 号 北高井緑道ほか 8 緑

道等除草清掃等管理業務委託」契約番号「5052000078」号

- ①-2 令和6年9月16日付市民メール
- ② スマートフォン通話記録コピー（令和6年9月24日）
- ③ 第2回中間検査申出書（令和6年9月30日付）
- ④ 第2回中間検査報告書（令和6年10月 3日付）
- ⑤ 第3回中間検査申出書（令和6年12月27日付）
- ⑥ 第3回中間検査報告書（令和7年 1月14日付）

- (補足資料)⑦ 令和7年1月3日付一の宮井筋緑道動画（第3回目除草・草刈工及び第5回目芝刈工が一部未実施である証拠）
- ⑧ 令和7年1月3日付一の宮井筋緑道写真（第3回目除草・草刈工及び第5回目芝刈工が一部未実施である証拠）
- ⑨ 令和7年3月14日付市民メール
- ⑩ 令和7年6月12日草刈実施後～1月後（7月13日）の繁茂状況写真  
令和6年9月13日・15日との上記比較写真
- ⑪ 令和6年度一般会計伝票番号 0080080-001 及び 0110235-001 の支出負担行為決議書兼支出命令書

3 請求者

住 所 一宮市

氏 名 .....

上記地方自治法第242条第1項により、別紙事実証明書を添付し必要な措置を請求します。

令和7年9月26日

一宮市監査委員 御中

